

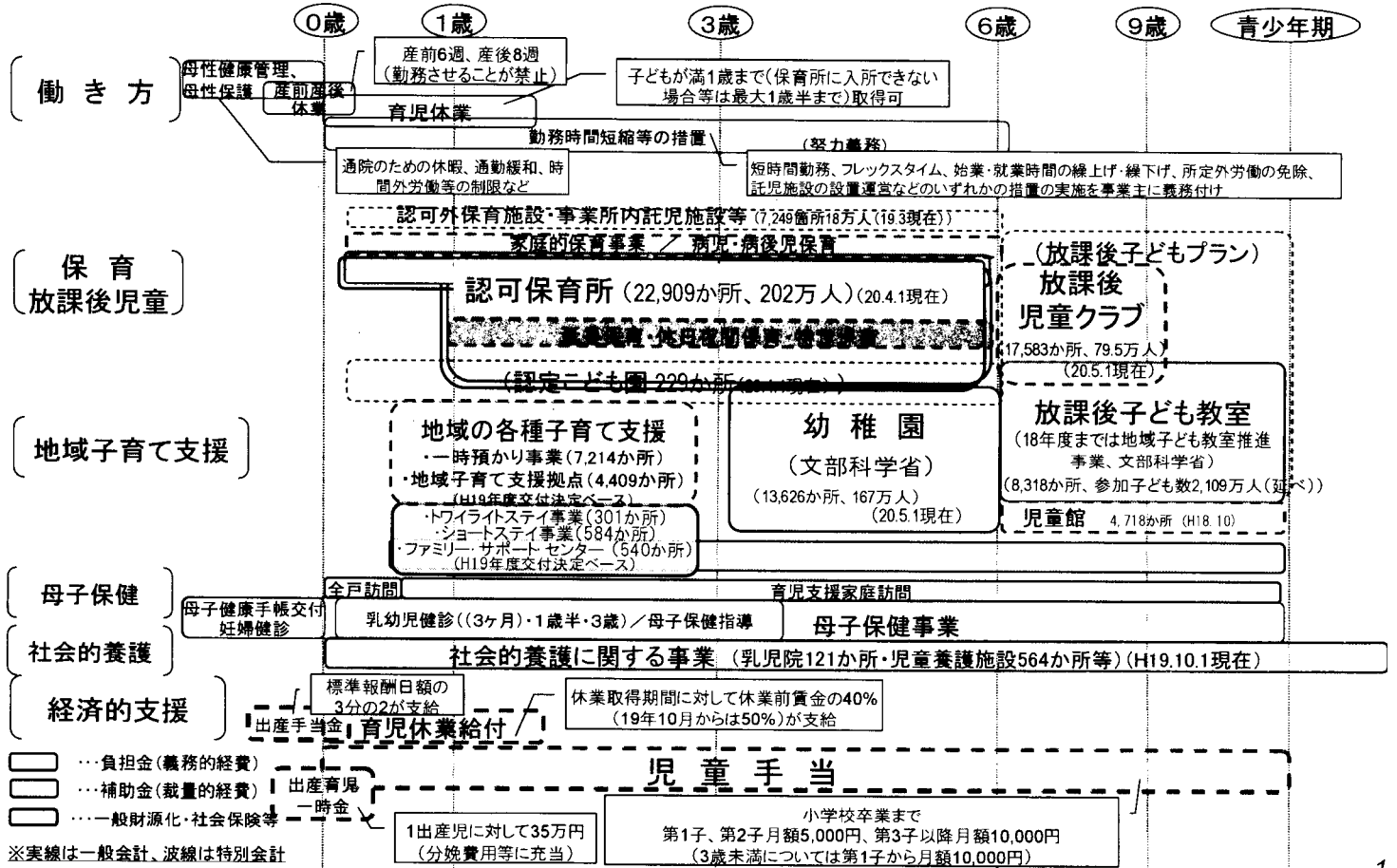
社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(案)  
一次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて—  
参考資料集(抜粋)

目 次

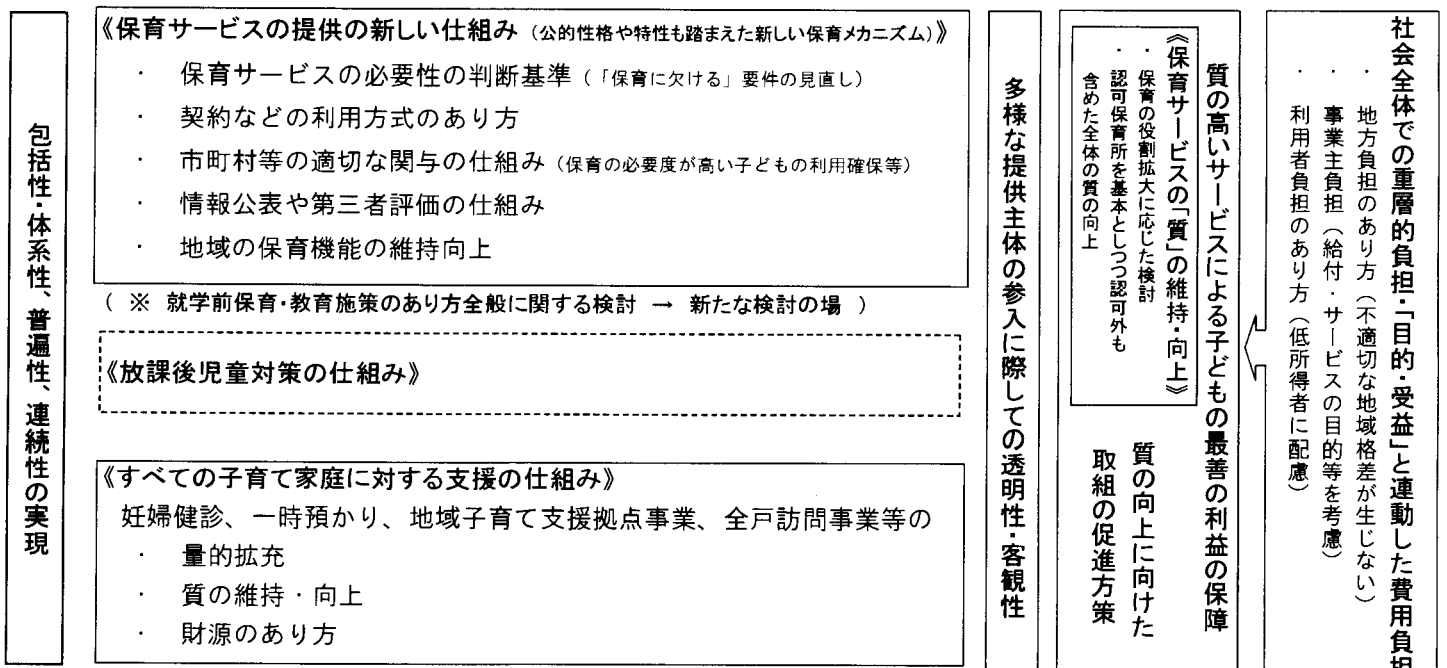
・次世代育成支援に関する制度の現状	1
・「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項(平成20年9月18日 少子化対策特別部会資料)	2
・子どものいる女性の就業希望	3
・労働市場参加が進まない場合の労働力の推移	4
・女性の就業希望を実現するために必要なサービス量(新待機児童ゼロ作戦)	5
・保育所待機児童の現状	6
・次世代育成支援の社会的コストの推計(給付の種類及び現金給付・現物給付別分類) (「子どもと家族を応援する日本」重点戦略)	7
・社会保障の機能強化のための追加所要額(試算)(平成20年11月4日社会保障国民 会議提出資料)	8
・保育サービスの全体像	9
・多様な保育の取組の現状	10
・認可外保育施設数・利用児童数の推移	11
・認可外保育施設の規模	12
・認可外保育施設の年齢別入所児童数・設置主体	13
・認可外保育施設の開所時間	14

・人口減少地域に関連する保育制度の概要①(小規模保育所(認可保育所))	15
・人口減少地域に関連する保育制度の概要②(へき地保育所(認可外保育施設))	16
・過疎地域を含む市町村における認可保育所の現状(定員・在所児数規模別の分布)	17
・へき地保育所の現状(定員・在所児数規模別の分布)	18
・過疎地域における幼児教育経験者比率	19
・放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移	20
・放課後児童クラブの実施状況	21
・子育ての孤立感	31
・子育ての負担感	32
・就学前児童が育つ場所	33
・他の社会保障制度における市町村事業の仕組み	34
・各種子育て支援事業の取組の現状	35
・各自治体における多様な取組(事例)	36

# 次世代育成支援に関係する制度の現状



## 「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項



特別な支援を必要とする子供や家庭に対する配慮を包含  
 働き方の見直しの必要性

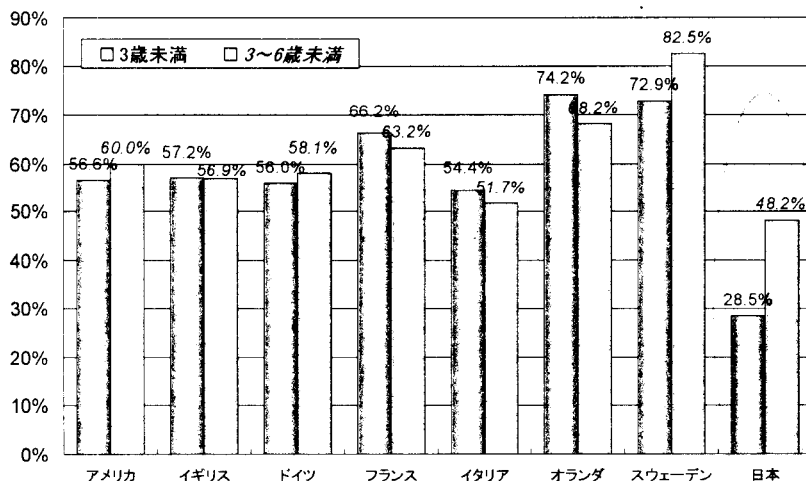
# 子どものいる女性の就業希望

○ 我が国では、諸外国に比べ、若い子どものいる母親の就業率が相当低い水準にあるが、現在、働いていない母親であっても就業希望のある者は多い。

末子の年齢別子どものいる世帯における母の就業状態(平成18年)

6歳未満の子を持つ母の就業率の比較(2002年)

	末子の年齢			
	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳
子どものいる世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0
労働力人口	32.5	51.4	62.9	71.2
就業者	31.0	50.3	61.6	70.5
完全失業者	1.2	1.7	1.3	1.4
非労働力人口	67.5	47.4	36.5	28.1
就業希望者	24.9	19.7	13.2	9.4



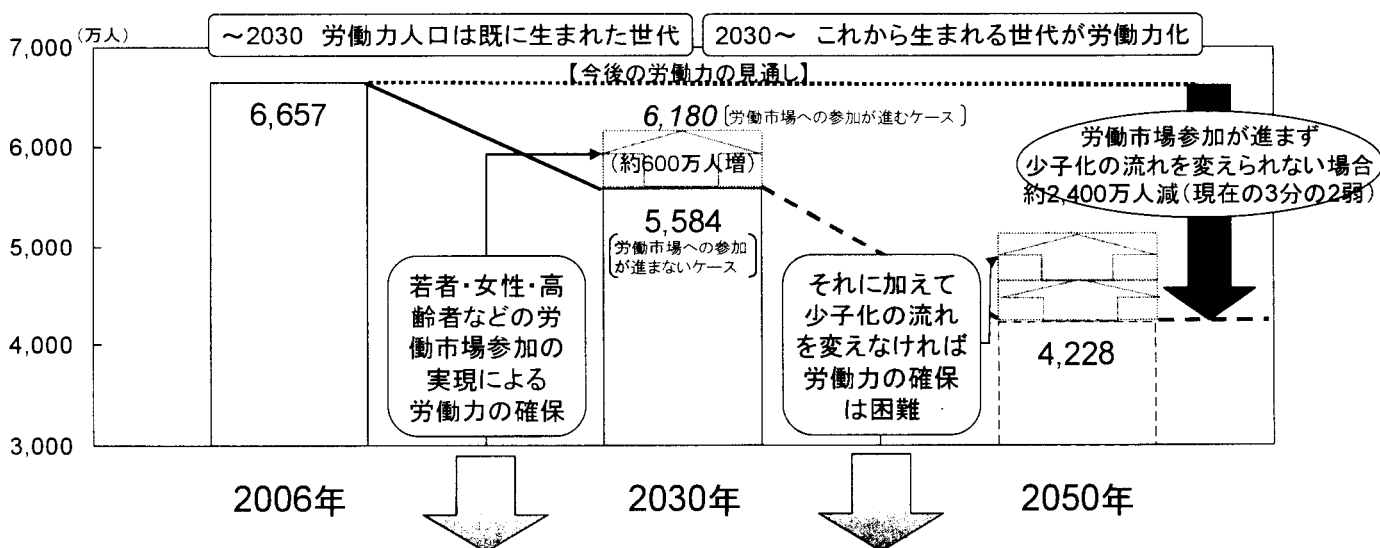
出典: 総務省「労働力調査詳細調査」(平成18年、年平均)

出典: OECD: Society at a Glance 2005

3

## 労働市場参加が進まない場合の労働力の推移

- 「就業」と「結婚や出産・子育て」の「二者択一構造」が解決されないなど労働市場への参加が進まない場合、日本の労働力人口は今後大きく減少(特に、2030年以降の減少は急速)。
- 若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現と、希望する結婚や出産・子育ての実現を同時に達成できなければ、中長期的な経済発展を支える労働力確保は困難に。その鍵は仕事と子育ての「二者択一構造」の解決。



この2つの要請を同時に達成する必要 → 「二者択一構造」の解決が不可欠

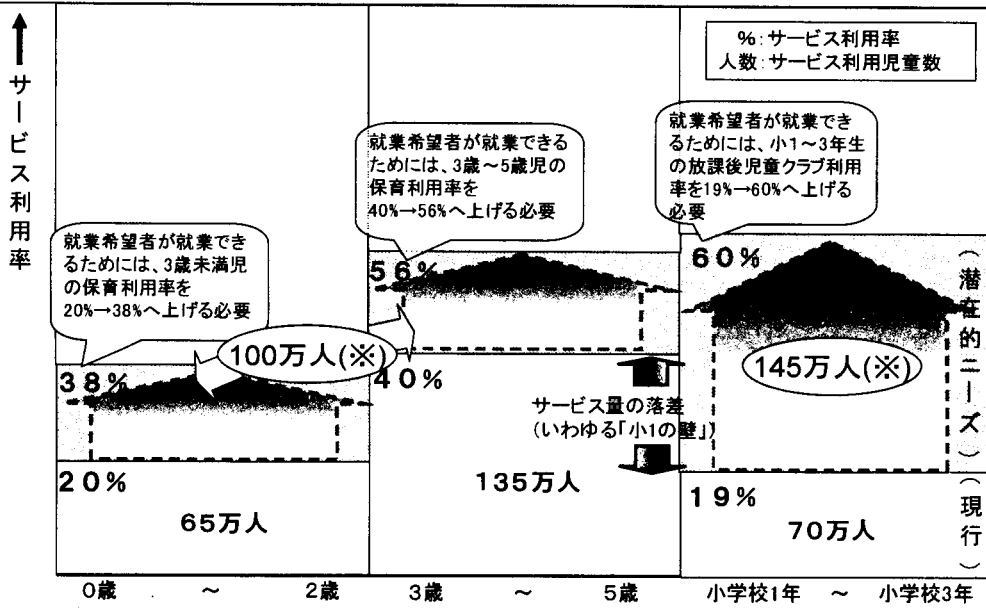
- ① 「結婚・出産」のために「就業」を断念すれば、女性の労働市場参加が実現せず、中期的(～2030年頃)な労働力人口減少の要因となり、
- ② 「就業」のために「結婚・出産」を断念すれば、生産年齢人口の急激な縮小により、長期的(2030年頃以降)な労働力確保が困難に。

(注)2030年までの労働力人口は雇用政策研究会報告(平成19年12月)。ただし、2050年の労働力人口は、2030年以降の性・年齢階級別労働力率が変わらないと仮定して、平成18年将来推計人口(中位推計)に基づき、厚生労働省社会保障担当参事官室において推計。

4

# 女性の就業希望を実現するために必要なサービス量 (新待機児童ゼロ作戦)

○ 現在働いていない幼い子どものいる母親の就業希望を実現するためには、相当量のサービス基盤が必要。  
(「新待機児童ゼロ作戦」では、これらの就業希望を実現するための抜本的なサービス基盤の拡充の必要性を提示。)



※潜在的ニーズの量は、現在の児童人口にサービス利用率を乗じたものであり、将来の児童数により変動があり得る。

(参考)

児童数 (2006年)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3
	108万人	105万人	109万人	112万人	115万人	117万人	118万人	118万人	119万人

【保育所、放課後児童クラブ単価(円)】

単価(事業費ベース・月額)	171,250円	101,417円	101,417円	49,417円	42,417円	42,417円	10,000円	10,000円	10,000円
単価(公費負担ベース・月額)	136,833円	67,000円	67,000円	22,000円	17,250円	17,250円	5,000円	5,000円	5,000円

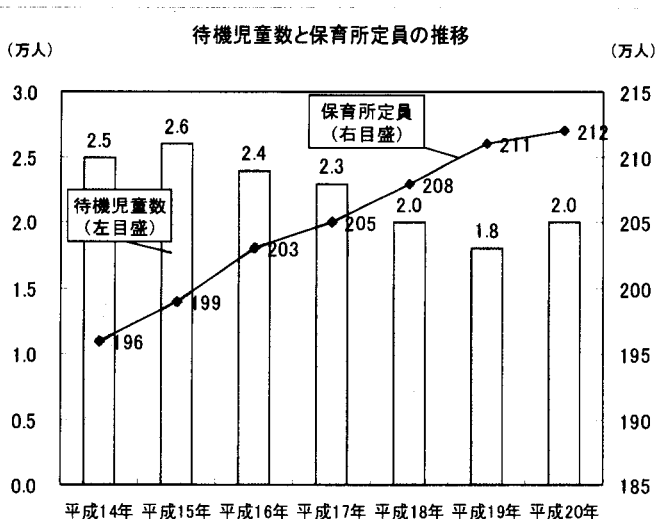
5

## 保育所待機児童の現状

- 平成20年4月1日現在の待機児童数は1万9,550人(5年ぶりに増加)。
- 過去5年間(H15→20年)で13万人分の保育所定員を整備したが、待機児童数は7千人しか減少していない。  
(保育所定員が整備されても、潜在需要の顕在化が続き、待機児童が解消されない状況。)
- 待機児童が多い地域は固定化(待機児童50人以上の特定市区町村(84市区町村)で待機児童総数の約76%)。
- 低年齢児(0～2歳)の待機児童数が全体の約76%。

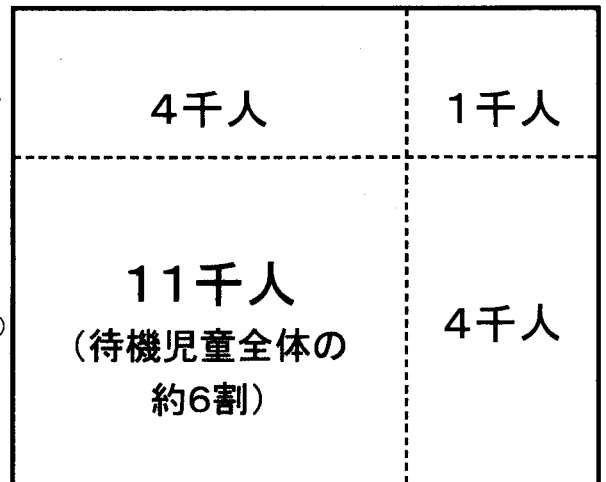
【保育所待機児童数と保育所定員の推移】

【保育所入所待機児童 2万人の内訳】



3歳以上児

低年齢児 (0～2歳児)



※ 特定市区町村の待機児童数は、全待機児童数のうち約8割。  
※ 低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。

# 次世代育成支援の社会的コストの推計(給付の種類及び現金給付・現物給付別分類)

	現金給付	現物給付
<b>I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援</b> 《1兆3,100億円 → 2兆3,900億円～3兆3,100億円》	2,000 ～4,700億円 【追加所要額】 育児休業給付 2,800億円	【現行給付】 保育サービス 放課後児童クラブ 1兆300億円 【追加所要額】 保育サービス 放課後児童クラブ 8,600億円～1兆5,300億円
<b>II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス</b> 《2兆5,700億円 → 2兆8,300億円》	【現行給付】 児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当 出産育児一時金 2兆600億円	【追加所要額】 幼稚園 時預かり 2,600億円
<b>III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組</b> 《4,500億円 → 6,300億円》	妊婦健診等 各種地域子育て支援 各種児童福祉サービス 放課後子ども教室 2兆3,400億円 →2兆5,400億円～2兆8,100億円	【追加所要額】 妊婦健診 地域子育て支援拠点 放課後子ども教室 1,800億円 《1兆9,900億円 →3兆2,900億円～3兆9,600億円》

## (11/4 第9回社会保障国民会議 提出資料)

### 社会保障の機能強化のための追加所要額(試算)

2025年度

(社会保障国民会議及び「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づく整理)

※下記の追加所要額に加え、基礎年金に係る国庫負担割合の2分の1への引上げ分(消費税率換算1%程度(2009年度で2.3兆円))が必要となる。

	改革の方向性 (新たな施策)	2025年度	
		必要額 (公費ベース)	消費税率換算
基礎年金	○秩方式を前提とする場合	約15～31兆円	3 1/2～8%程度
	○社会保険方式を前提とする場合 低年金・無年金者対策の強化 ・最低保障機能の強化 ・基礎年金額の改善 ・受給権確保に係る措置の強化 (免除の活用、厚生年金適用拡大、強制徴収) 等	約2.9兆円	1%弱
医療・介護	医療・介護の充実強化と効率化を同時に実施 急性期医療の充実強化、重点化、在院日数の短縮化 (スタッフの充実等) 機能分化・機能連携による早期社会復帰等の実現 (地域包括ケア、訪問介護・訪問看護・訪問診療の充実等) 在宅医療・介護の場の整備とサービスの充実 (グループホーム、小規模多機能サービスの充実等) 等	約14兆円	4%弱
少子化対策	親の就労と子どもの育成の両立を支える支援 (3歳未満児の保育サービスの利用率 20%→38～44%) (学齢期(小1～3年生)の放課後児童クラブ利用率 19%→60%) (出産前後に希望どおりに継続就業でき、育児休業を取得 (第1子出産後の継続就業率38%→55%))	約1.6～2.5兆円	0.4～0.6%程度
	すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組 (望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実) 等		
合計	○秩方式を前提とする場合	約31～48兆円	8～12%程度
	○社会保険方式を前提とする場合	約19～20兆円	5%程度
社会保障の機能強化に加え 基礎年金の国庫負担割合 引上げ分を加味	○秩方式を前提とする場合		9～13%程度
	○社会保険方式を前提とする場合		6%程度

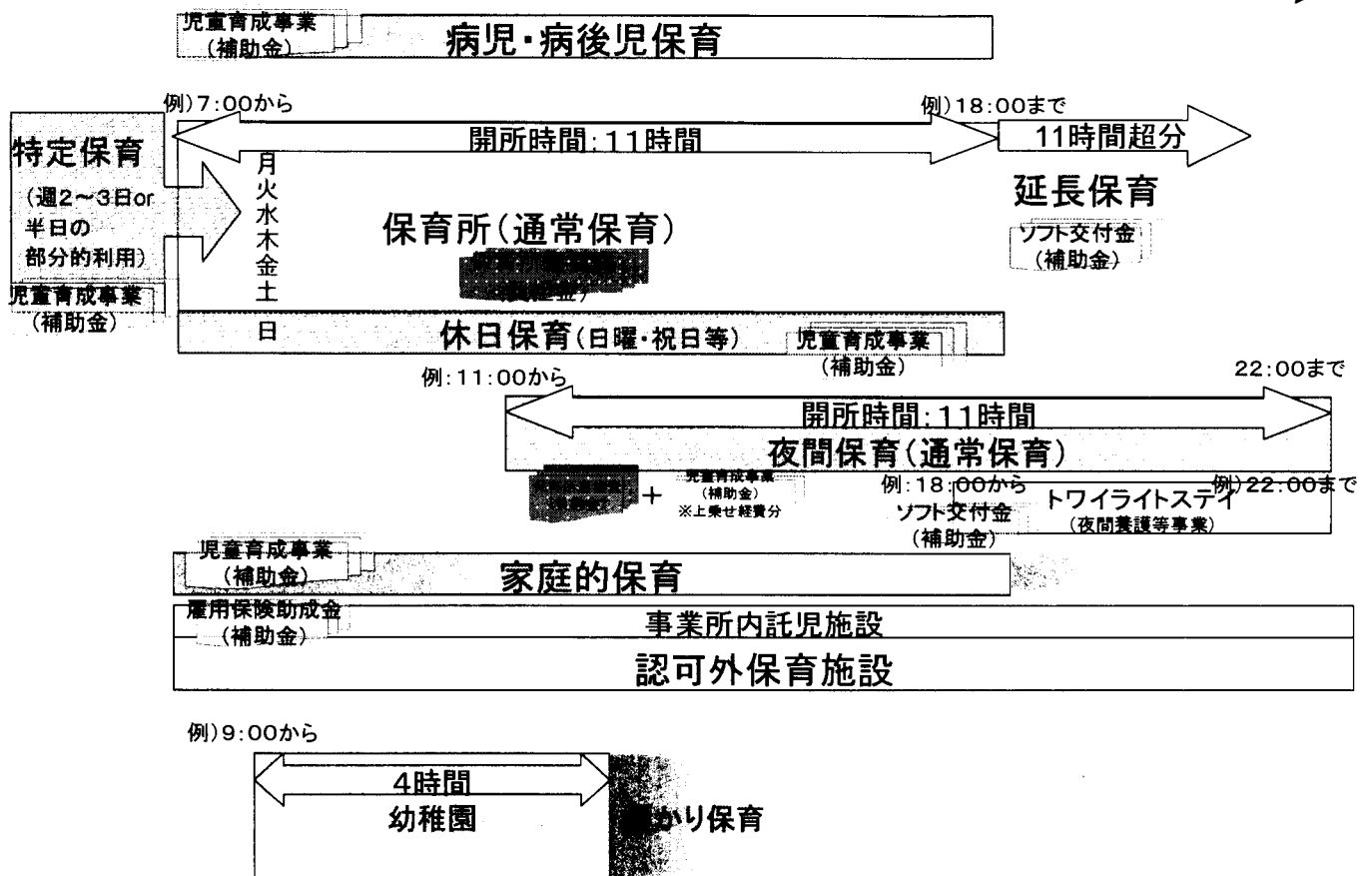
(注1)「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」、「社会保障国民会議における検討に資するために行う医療・介護費用のシミュレーション(B2シナリオ)」等に基づく。経済前提は「ケースⅡ-1(医療の伸びはケース①)」を用いた。

(注2)少子化対策に係る追加費用については、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において示した次世代育成支援の社会的コストの推計を基に、現行の関連する制度の公費負担割合を当てはめて算出した。なお、ここには児童手当等の経済的支援の拡充に要する費用は計上していない。

# 保育サービスの全体像

時間軸：(早朝)

(深夜)



## 多様な保育の取組の現状

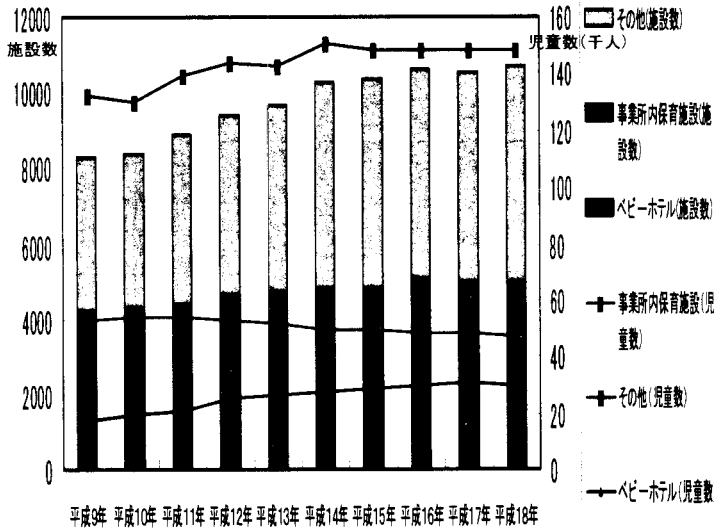
《事業名》	《事業内容》	《19年度実績》	《地域における箇所数》
認可保育所	日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)	保育所数: 22,909箇所 利用児童数: 202万人 (平成20年4月1日現在)	◆ 1小学校区当たり1.03か所
延長保育事業	11時間の開所時間を超えて保育を行う事業	15,076箇所 (平成19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の65.8%
休日保育事業	日曜・祝日等の保育を行う事業 (※年間を通じて開所する保育所が実施)	875箇所 (平成19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の3.8% ◆ 1市区町村当たり0.48か所
夜間保育事業	22時頃までの夜間保育を行う事業 (※開所時間は概ね11時間)	74か所 (平成20年3月31日現在)	◆ 認可保育所の0.32% ◆ 1市区町村当たり0.04か所
特定保育事業	週2~3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育を行う事業	927か所 (H19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の4.0% ◆ 1市区町村当たり0.51か所
病児・病後児保育事業	《病児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業 《病後児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業 《体調不良型》保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業	745箇所 (H19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所利用児童2,714人当たり1か所 ◆ 1市区町村当たり0.41か所
家庭的保育事業	保育に欠ける乳幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの	家庭的保育者数: 99人 利用児童数: 331人 (H19年度交付決定ベース)	◆ 1市区町村当たり家庭的保育者0.05人

注: 市区町村の総数は1,827(平成19年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(速報)」(平成20年5月1日現在)。

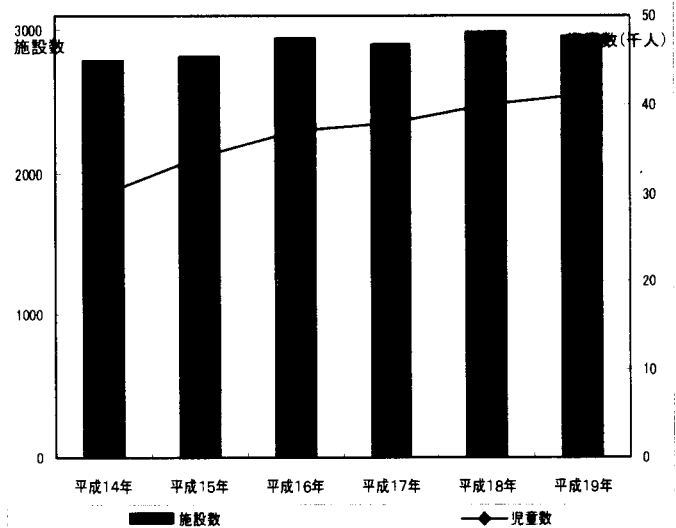
# 認可外保育施設数・利用児童数の推移

- 認可外保育施設数は約1万箇所、利用児童数は約23万人。認可保育所数の約1/2、利用児童数で約1割を占める。
- 利用児童数の近年の推移をみると、事業所内保育施設は減少傾向、ベビーホテルは増加傾向にあるが、全体としては横ばい傾向にある。
- そのうち、自治体独自の補助を受けるいわゆる「自治体単独保育室」の利用児童数は増加傾向にある。

認可外保育施設・利用児童数の推移



うち自治体単独保育室の推移

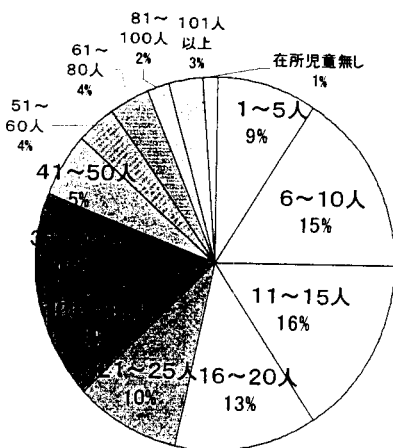


(資料)保育課調べ 11

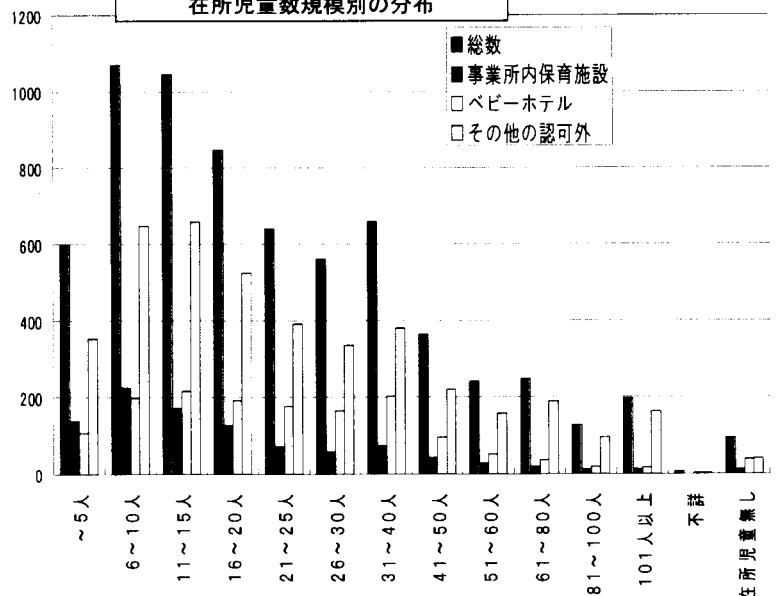
# 認可外保育施設の規模

- 認可外保育施設の在所児童数を見ると、20人以下が53%を占めている。
- 認可保育所の原則的な定員である60人超の規模は1割に満たない。

認可外保育施設の在所児童数規模別の構成比



認可外保育施設の在所児童数規模別の分布

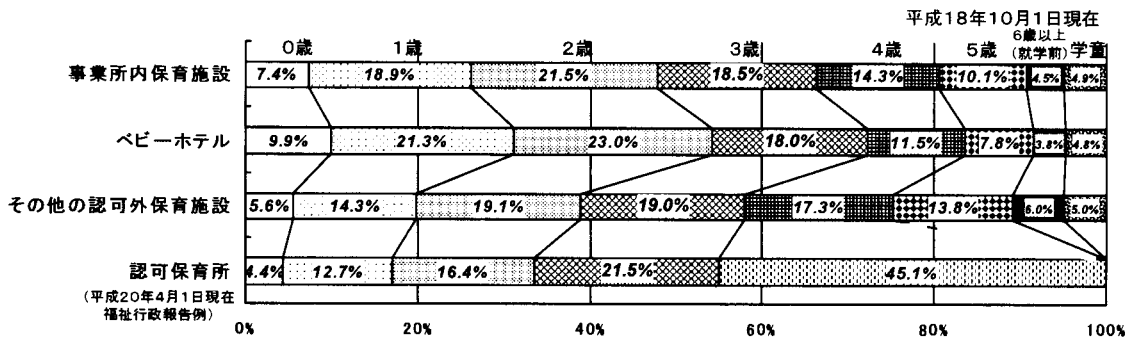


(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの



# 認可外保育施設の年齢別入所児童数

○ 認可外保育施設の年齢別入所児童数を見ると、認可保育所に比べ、ベビーホテルを中心に低年齢時の割合が高い。



## 認可外保育施設の設置主体

○ 認可外保育施設の設置主体を見ると、全体としては、約6割が個人、約2割が企業となっている。

施設の類型別設置主体の状況

(単位: %, ポイント)

各年10月1日現在

	総数			事業所内保育施設			ベビーホテル			その他の認可外保育施設		
	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減
総数	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...
個人	56.3	58.1	△ 1.7	22.7	4.0	18.8	46.4	53.9	△ 7.5	68.1	71.3	△ 3.2
会社	26.1	23.5	2.5	40.2	51.1	△ 10.9	45.8	37.3	8.5	15.4	13.0	2.4
任意団体	3.7	5.4	△ 1.7	2.3	2.5	△ 0.2	1.6	2.9	△ 1.3	4.8	6.8	△ 2.0
その他	13.9	13.1	0.9	34.8	42.5	△ 7.7	6.2	5.8	0.4	11.7	8.9	2.8

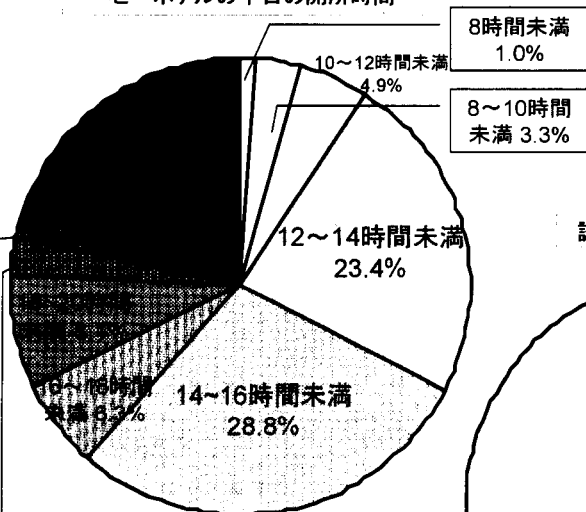
(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

13

## 認可外保育施設の開所時間

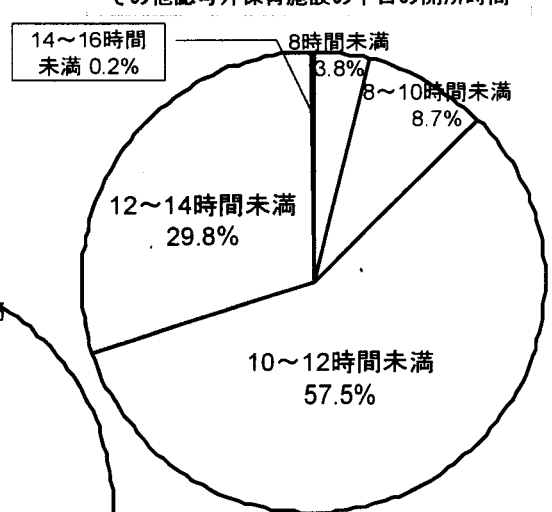
○ 開所時間は、ベビーホテルのみならず、その他認可外保育施設であっても、認可保育所に比して長く、早朝や夜間の保育ニーズに対応している状況が伺える。

ベビーホテルの平日の開所時間



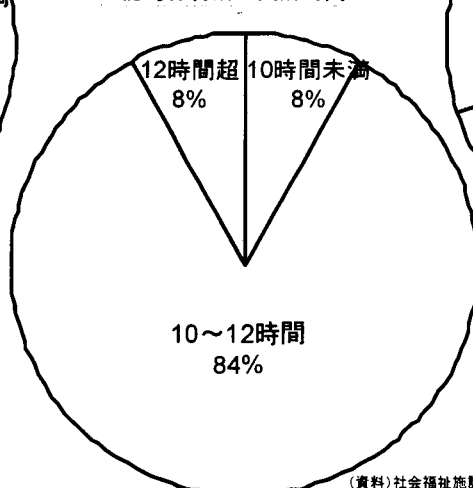
(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

その他認可外保育施設の平日の開所時間



(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

認可保育所の開所時間



(資料)社会福祉施設調査報告 (平成18年10月1日現在)

# 人口減少地域に関連する保育制度の概要①

## (小規模保育所(認可保育所))

○ 認可保育所の定員は、原則60人以上とされているが、定員60人以上とすることが困難であり、20人以上の保育需要が継続することが見込まれ、他に適切な方法がない場合、以下の要件を満たせば、小規模保育所を設置することが可能。認可保育所として地域・定員規模等に応じた保育所運営費を支弁。

- (1) 設備・運営について児童福祉施設最低基準に適合
- (2) 次のいずれかに該当
  - ① 要保育児童が多い地域に所在し、入所児童の概ね4割以上が3歳未満児
  - ② 過疎地域をその区域とする市町村内に所在
  - ③ 入所児童の概ね8割以上が3歳未満児、1割以上が乳児
- (3) 定員20人以上
- (4) 施設長は保育士を配置するよう努め、保育士その他の職員については最低基準等に定める所定数を配置

保育所の定員規模、設置、運営主体別施設数

定員規模別	公 営		私 営		計	
	実数 (か所)	構成比 (%)	実数 (か所)	構成比 (%)	実数 (か所)	構成比 (%)
～30	(613) 569	(5.2) 4.9	(631) 642	(5.8) 5.7	(1,244) 1,211	(5.5) 5.3
31～45	(1,215) 1,190	(10.3) 10.3	(842) 874	(7.7) 7.8	(2,057) 2,064	(9.1) 9.1
46～60	(2,155) 2,073	(18.3) 18.0	(2,635) 2,676	(24.2) 23.9	(4,790) 4,749	(21.2) 20.9
61～	(7,769) 7,678	(66.1) 66.6	(6,764) 7,018	(62.3) 62.6	(14,533) 14,696	(64.2) 64.6
計	(11,752) 11,510 (50.7)	(100.0) 100.0	(10,872) 11,210 (49.3)	(100.0) 100.0	(22,624) 22,720 (100.0)	(100.0) 100.0

資料 : 社会福祉施設調査報告(平成18年10月1日現在)  
上段括弧書きは、前年10月1日現在

# 人口減少地域に関連する保育制度の概要②

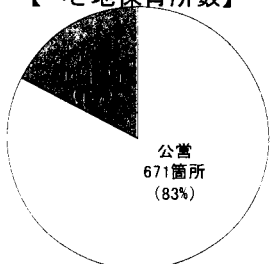
## (へき地保育所(認可外保育施設))

○ へき地保育所(認可保育所の設置が著しく困難な地域に設置される保育施設であって、市町村長が以下の基準に適合するものと認め、指定した認可外保育施設)に対して、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)において補助(※20ポイント)。

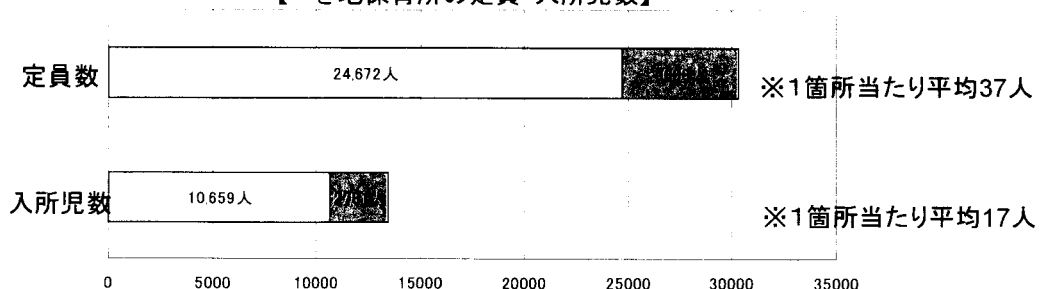
- (1) 設置場所が、以下の①～④にあること
  - ① へき地教育振興法の規定によるへき地手当の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内、
  - ② 一般職の職員の給与に関する法律の規定による特勤手当の支給の指定を受けている公官署の4キロメートル以内、
  - ③ ①・②を受けることとなる地域内
  - ④ ①～③に準ずるものとして市町村長が認める地域内
- (2) 設備・運営が以下の基準に合致すること
  - ① 平均入所児童数が10人以上(※10人を下回る場合2年間は経過的に対象)であること
  - ② 既存建物(学校等)の一部に設置する場合、設備をへき地保育所のために常時使用できること
  - ③ 保育室・便所・屋外遊戯場(付近にある代わるべき場合含む)その他必要な設備を設けること
  - ④ 必要な用具(医療器具、医薬品、机、椅子等)を備えること
  - ⑤ 保育士を2人以上配置すること(※やむを得ない事情があるときは、うち1人は保育士以外の者で代えることができる)
  - ⑥ 保育時間等については、地方の実情に応じて定めること

○ 入所決定は、市町村長が、保育を要する児童のほか、特に必要があるときはその他の児童につき実施。

【へき地保育所数】



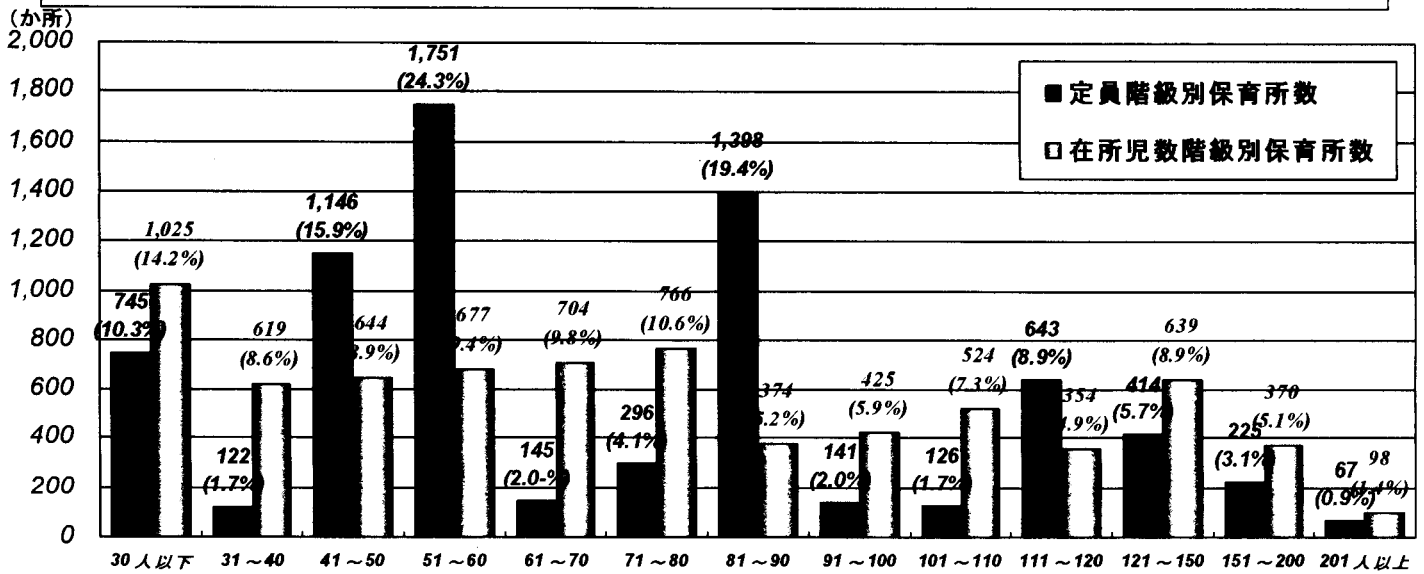
【へき地保育所の定員・入所児数】



※なお、次世代育成支援対策交付金の平成18年度交付決定数は6,766箇所

## 過疎地域を含む市町村における認可保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ 過疎地域を含む市町村にある認可保育所の規模をみると、定員規模では51～60人の規模が多いが、在所児数規模では、30人以下が多い。



(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」における認可保育所の定員階級・在所児数階級ごとの保育所数につき、過疎地域を含む市町村(平成20年11月時点:731市町村)に係る数を特別集計したもの。  
※なお、「過疎地域を含む市町村」には、過疎地域以外の地域を含む市町村が約3割ある。

(参考)  
全国の定員  
規模別分布

定員60人以下：35.3%

定員61～90人以下：27.6%

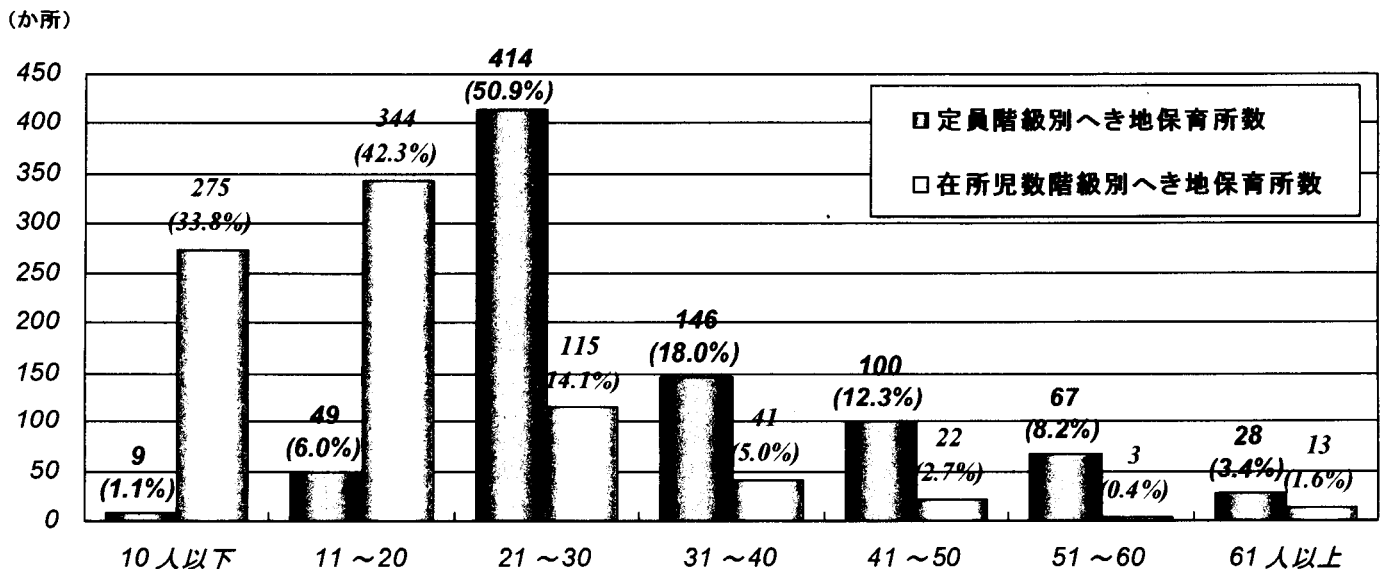
定員91～120人以下：22%

定員120人超：15%

17

## へき地保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ へき地保育所の規模をみると、定員規模は21～30人が多いが、在所児数規模は20人以下が約8割を占める。



(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」におけるへき地保育所数を定員階級・在所児数階級ごとに特別集計したもの

# 過疎地域における幼児教育経験者比率

- 小学校就学前に幼稚園又は保育所(へき地保育所含む)を経験した比率を見ると、1970年頃は過疎地域と全国とで大きな格差があったが、近年はほぼ格差がなくなっている。
- 過疎地域においては、全国と比べ、幼稚園就園率が低く、保育所在籍比率が高い。

図表21 幼児教育経験者比率

区分	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成18年度	
	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
幼児教育経験者比率	57.4	76.1	87.6	91.2	95.0	95.6	95.5	95.0	98.3	96.7	97.1	96.5
幼稚園就園率	18.3	53.8	35.4	64.4	34.9	64.0	34.2	62.8	34.9	59.9	36.1	57.7
保育所在籍率	39.1	22.4	52.2	26.8	60.1	31.5	61.3	32.2	63.4	36.8	61.0	38.8

(備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」及び「社会福祉施設等調査」による。  
2 過疎地域は総務省調べ。

※備考

<幼児教育経験者比率>

- ①全国は、各年度の文部科学省「学校基本調査」(数値は各年度5月1日)及び前年度の厚生労働省「社会福祉施設調査」による。
- ②過疎地域は総務省調べ。
- ③それぞれの数値は、次の算式による、なお、保育所にはへき地保育所を含む。

幼児教育経験者比率 = 幼稚園就園率 + 保育所在籍率

$$\text{幼稚園就園率} = \frac{\text{幼稚園修了者数}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

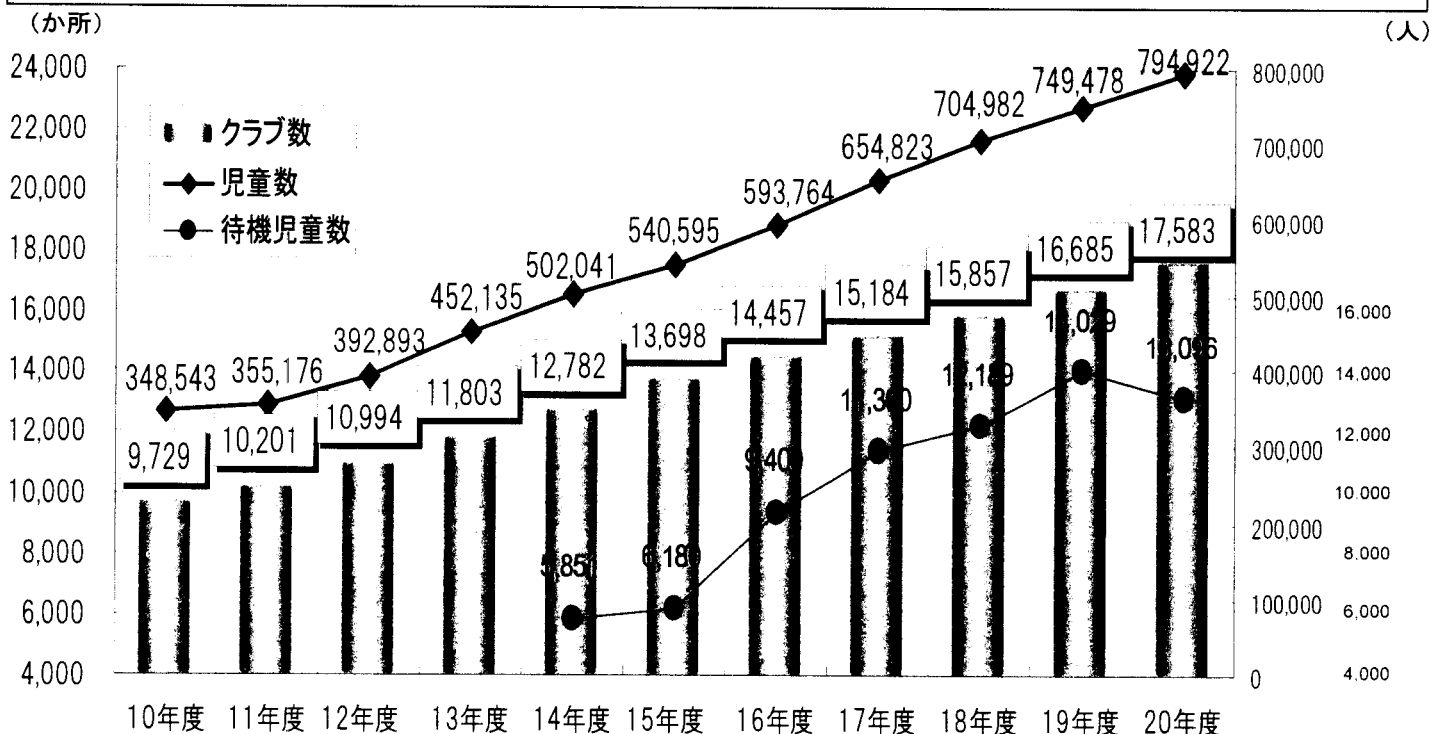
$$\text{保育所在籍率} = \frac{\text{前年度保育所在所児数(5歳/2+6歳)}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

【出典:総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)】

【出典:総務省「時代に対応した新たな過疎対策に向けて(これまでの議論の中間的整理)(平成20年4月)】 19

## 放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

- 平成20年では、クラブ数は17,583か所、登録児童数は79万4,922人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約8,000か所、児童数は約45万人の増となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は対前年933人減の1万3,096人となった。



※各年5月1日現在(育成環境課調)